

■事業の概要

公園コンセプト

(仮) フォレストレガシーパーク

「木、森、矢作川とのつながり」

=木や水、自然に触れながら、「森林の大切さ」をレガシーとして伝える

浸水被害+軟弱地盤



●最新プラン図・事業認可位置図 (R3.8月時点)



◇都市計画事業の種類及び名称

豊田都市計画公園事業 5・5・3号 中央公園

・施行者：豊田市

・事業認可取得日：令和3年7月27日

愛知県告示第326号

・事業認可面積：4.6ha

・事業箇所：豊田市広川町三丁目、

四丁目及び六丁目地内

・事業期間：令和3年7月27日～令和9年3月31日

※今後の関係機関等との協議により変更となる可能性があります。

■事業認可により発生する効力

①建築等の制限 (都市計画法第65条)

⇒ 土地の形質変更、建物・工作物の建築、物件の設置に制限

②土地建物等の先買い権 (都市計画法第67条)

⇒ 有償で土地、建物の取引をする場合は豊田市に届出が必要

③土地収用法の適用 (都市計画法第69、70条)

※事業認可は段階的な整備に合わせ、整備区域毎に取得をしていきます。
今回は、先行整備区域の認可を得て事業を行います。

■用地買収の流れ



■整備方針

<取組方針>

- 流域治水を見据えた段階的整備による事業効果の早期発現
- スポーツツーリズムの戦略的展開と連携
- 民間活力の積極導入

次期整備区域
先行整備区域開設後

先行整備区域開設後、
次期整備区域の整備へ

先行整備区域
(今回の事業認可区域)
令和3～8年度(目標)

先行整備区域

豊田スタジアムを核としたスポーツ戦略の展開と流域治水と連携した湛水機能の着実な確保を図る。

次期整備区域

矢作川流域治水プロジェクトの展開動向、先行整備区域の事業効果、民間活力の導入検討等を踏まえ、先行整備区域に引き続き段階的かつ長期的に整備を進める。

<スケジュール>

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度～ (先行整備区域) | 令和9年度～ (次期整備区域) |
|---------------------|----------------|---|--------------------|--------------------------|
| 事業実施準備 | 都市計画決定 農振除外 | 流域治水プロジェクトの展開動向 スポーツツーリズムの戦略的展開 | | |
| 民間活力導入検討 ※先行整備区域 | | サウンディング ▶ 公募 ▶ 民間施設設計 ▶ 施設整備 (民間事業者) | R8 先行整備区域開設 | 先行整備区域開設後、 次期整備区域の整備へ |
| 歳入確保策等検討 | 検討 | 実施 | | |
| 設計 ※先行整備区域 | | 詳細設計 | | |
| 用地取得 ※先行整備区域 | 用地測量 | 用地取得 | | |
| 工事 ※先行整備区域 | | | 基盤整備 | |

※このスケジュール、内容等は、今後の関係機関との協議・調整により変更となることがあります。